

【不開示情報】対比表（個人情報保護法、個人情報保護条例、情報公開法、情報公開条例）

個人情報保護制度		情報公開制度		備考
個人情報の保護に関する法律	浜田市個人情報保護条例 (現行条例)	行政機関の保有する情報の公開に関する法律	浜田市情報公開条例 ※見消しは、改正検討案	
(保有個人情報の開示義務)	(個人情報の開示義務)	(行政文書の開示義務)	(公文書の開示義務)	
第七十八条 行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。	第16条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。	第五条 行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。	第7条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。	
	(1) 法令等の規定により、本人に対し開示することができないとされている情報		(1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により、公にすることができないとされている情報	
一 開示請求者（第七十六条第二項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第三号、次条第二項並びに第八十六条第一項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報	(2) 開示請求者（法定代理人等が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第4号、次条第2項並びに第23条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報			
二 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を	(3) 開示請求者以外の個人情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別	一 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第二項におい	(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画、写真、フィルム若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。	

【不開示情報】対比表（個人情報保護法、個人情報保護条例、情報公開法、情報公開条例）

個人情報保護制度		情報公開制度		備考
個人情報の保護に関する法律	浜田市個人情報保護条例 (現行条例)	行政機関の保有する情報の公開に関する法律	浜田市情報公開条例 ※見消しは、改正検討案	
識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。	することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。	て同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる)こととなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。	次条第2項において同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる)こととなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。	
イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報	ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報	イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報	ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報	
ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報	イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報	ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報	イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報	
ハ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第二条第一項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人の職員を除く。)、独立行政法人等の職員、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十号)第二条に規定する地方公務員及び地方独立行政法	ウ 当該個人が公務員(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員又は地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分	ハ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第二条第一項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第四項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十号)以下「独立行政法人等情報	ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等	※「独立行政法人等」及び「地方独立行政法人」の職員を、公務員と同じ位置付けにする。

【不開示情報】対比表（個人情報保護法、個人情報保護条例、情報公開法、情報公開条例）

個人情報保護制度		情報公開制度		備考
個人情報の保護に関する法律	浜田市個人情報保護条例 (現行条例)	行政機関の保有する情報の公開に関する法律	浜田市情報公開条例 ※見消しは、改正検討案	
人の職員をいう。) である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分		「公開法」という。) 第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。) の役員及び職員、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号) 第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号) 第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。) の役員及び職員をいう。) である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分	をいう。以下同じ。) の役員及び職員、又は地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号) 第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号) 第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。) の役員及び職員をいう。) である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分	
		一の二 個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第六十条第三項に規定する行政機関等匿名加工情報(同条第四項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。)又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第一項に規定する保有個人情報から削除した同法第二条第一項第一号に規定する記述等若しくは同条第二項に規定する個人識別符号		※行政機関等匿名加工情報提案募集を行わないでの、不要。

【不開示情報】対比表（個人情報保護法、個人情報保護条例、情報公開法、情報公開条例）

個人情報保護制度		情報公開制度		備考
個人情報の保護に関する法律	浜田市個人情報保護条例 (現行条例)	行政機関の保有する情報の公開に関する法律	浜田市情報公開条例 ※見消しは、改正検討案	
三 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。	(4) 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。	二 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。	(3) 法人その他の団体(国、 <u>独立行政法人等、及び地方公共団体及び地方独立行政法人</u> を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。	※独立行政法人等及び地方独立行政法人を国等と同じ扱いとし、「法人その他の団体」から除外する。
ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。	ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。	ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。	ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。	
イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの	ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの	イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの	ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの	
ロ 行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの	イ 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの	ロ 行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの	イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの	
四 行政機関の長が第八十二条	・	三 公にすることにより、国の安		※情報公開

【不開示情報】対比表（個人情報保護法、個人情報保護条例、情報公開法、情報公開条例）

個人情報保護制度		情報公開制度		備考
個人情報の保護に関する法律	浜田市個人情報保護条例 (現行条例)	行政機関の保有する情報の公開に関する法律	浜田市情報公開条例 ※見消しは、改正検討案	
各項の決定(以下この節において「開示決定等」という。)をする場合において、開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると当該行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報 ※国のみ該当(市は該当しない。)		全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報		法のこの号に相当する規定は、第6号アに追加(個人情報保護法の規定方法に合わせる。)。
五 行政機関の長又は <u>地方公共団体の機関(都道府県の機関に限る。)</u> が開示決定等をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該行政機関の長又は地方公共団体の機関が認めることにつき相当の理由がある情報 ※国及び県が該当(市は該当しない。)	(5) 開示することにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防及び捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報	四 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報	(4) 公にすることにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防及び捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報	
六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若	(6) 実施機関並びに国及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若	五 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、	(5) 実施機関並びに <u>国の機関、独立行政法人等、及び他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であ</u>	※独立行政法人等及び地方独立行政法人を、国等

【不開示情報】対比表（個人情報保護法、個人情報保護条例、情報公開法、情報公開条例）

個人情報保護制度		情報公開制度		備考
個人情報の保護に関する法律	浜田市個人情報保護条例 (現行条例)	行政機関の保有する情報の公開に関する法律	浜田市情報公開条例 ※見消しは、改正検討案	
率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの	しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの	率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの	って、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの	と同じ扱いとする。
七 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの	(7) 実施機関又は国若しくは地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの	六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの	(6) 実施機関又は <u>国の機関、独立行政法人等、若しくは他の地方公共団体</u> 若しくは <u>地方独立行政法人</u> が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの	※同上
イ 独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ			ア 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ	※国の取扱いに併せて、個人情報保護法と同様に規定する。
ロ 独立行政法人等、地方公共団体の機関（都道府県の機関を除く。）又は地方独立行政法				

【不開示情報】対比表（個人情報保護法、個人情報保護条例、情報公開法、情報公開条例）

個人情報保護制度		情報公開制度		備考
個人情報の保護に関する法律	浜田市個人情報保護条例 (現行条例)	行政機関の保有する情報の公開に関する法律	浜田市情報公開条例 ※見消しは、改正検討案	
人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ				
ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ	ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ	イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ	イチ 監査、検査、取締り、又は試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ	
ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ	イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国若しくは他の地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ	ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ	ウイ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国、 <u>独立行政法人等</u> 、若しくは他の地方公共団体 <u>若しくは地方独立行政法人</u> の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ	※独立行政法人等及び地方独立行政法人を国等と同じ扱いとする。
ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ	ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ	ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ	エウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ	
ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ	エ 個人の評価、診断、判定、選考、指導、相談等に関する情報であって、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれ	ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ	オエ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ	
ト 独立行政法人等、地方公共	オ 市又は他の地方公共団体が	ホ 独立行政法人等、地方公共	カホ 市若しくは又は他の地方	※独立行政

## 【不開示情報】対比表（個人情報保護法、個人情報保護条例、情報公開法、情報公開条例）

個人情報保護制度		情報公開制度		備考
個人情報の保護に関する法律	浜田市個人情報保護条例 (現行条例)	行政機関の保有する情報の公開に関する法律	浜田市情報公開条例 ※見消しは、改正検討案	
団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ	経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ	団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ	公共団体が経営する企業、 <u>独立行政法人等又は地方独立行政法人</u> に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ	法人等及び地方独立行政法人を国等と同じ扱いとする。
2 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての前項の規定の適用については、同項中「 <u>掲げる情報</u> （）とあるのは、「 <u>掲げる情報（情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものを除く。）</u> 又は行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報に準ずる情報であって情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるもの（）とする。				

## 【第78条第2項において読み替後の第78条第1項】

第七十八条 行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものを除く。）又は行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報に準ずる情報であって情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるもの（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。